

茨城電線 職場環境整備プロジェクト(歩行中災害防止) 調査表(改善前 例)

	職場環境整備プロジェクト	目的	あるべき姿	標準【国内法】	対象数	計画と実績			写真		備考
						14/03末	14/06末	14/09末	改善前	改善後	
1	歩行中の災害防止										
1-1	通路レイアウト	必須	・激突(衝突)防止 フォークリフトと人の通路が適切に分離されている。両者の交差点は警告表示。両者が分離困難な場合は適切な警告表示	設備設計安全基準(GS) 11-2(3) 労働安全衛生規則 第540、542条	4	計画(累計) 4 実績(累計) 4	0	0			
1-2	出入り口衝突防止策	推奨	シャッターの向こうが見えること	設備設計安全基準(GS) 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条	1	計画(累計) 1 実績(累計) 1	0	0			
1-3		推奨	ドアの向こう側が見えること(意付きドア化)	設備設計安全基準 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条		計画(累計)					
1-4		必須	ドア(透明ガラス戸など)の存在を確認できること	設備設計安全基準 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条		計画(累計)					
1-5		必須	開閉位置の注意表示があること	設備設計安全基準(GS) 14-1(1) 労働安全衛生規則 第540、542条	3	計画(累計) 3 実績(累計) 3	0	0			
1-6	通路、置き場の区画表示	必須	安全通路、作業通路を明確にすること	設備設計安全基準(GS) 11-2(3)② 労働安全衛生規則 第540、542条	3	計画(累計) 3 実績(累計) 3	0	0			
1-7	通路幅	必須	安全通路は規定の通路幅とする。	設備設計安全基準(GS) 11-2(1) 労働安全衛生規則 第540、542条	10	計画(累計) 9 実績(累計) 9	1	0			
1-8	通路上の床マット	必須	マットの浮きを防止すること	設備設計安全基準(GS) 11-2(1) 労働安全衛生規則 第540、542条	5	計画(累計) 5 実績(累計) 5	0	0			
1-9	通路の交差点	推奨	通路の交差点のぶつかり防止	設備設計安全基準(GS) 14-1(1) 労働安全衛生規則 第540、542条	1	計画(累計) 1 実績(累計) 1	0	0			
1-10	通路上の障害物	必須	通路へのはみ出し無きこと	設備設計安全基準(GS) 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条	2	計画(累計) 0 実績(累計) 0	2	0			
1-11	ブラインド状態の通路交差点	必須	ブラインドになっている交差点のぶつかり防止 ・壁面ガラス窓 ・ミラー設置	設備設計安全基準(GS) 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条	2	計画(累計) 2 実績(累計) 2	0	0			
1-12	床面	必須	床面の状態	設備設計安全基準(GS) 11-1(2)③ 労働安全衛生規則 第544条	8	計画(累計) 3 実績(累計) 3	5	0			
1-13	通路壁面	必須	壁面の突出物	設備設計安全基準(GS) 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条		計画(累計)					
1-14	階段(図1 ㉞)	推奨	手すり	設備設計安全基準(GS) 11-1(1)①a 労働安全衛生規則 第540条		計画(累計)					
1-15		推奨	センターライン	設備設計安全基準(GS) 14-1(1)		計画(累計)					
1-16		必須	通行方向指定	設備設計安全基準(GS) 14-1(1)		計画(累計)					
1-17		推奨	階段途中、前後の踊り場	設備設計安全基準(GS) 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条		計画(累計)					
1-18		推奨	注意喚起	設備設計安全基準(GS) 14-1(1)		計画(累計)					
1-19		必須	滑り止め	設備設計安全基準(GS) 11-1(1)①a 労働安全衛生規則 第540、542条		計画(累計)					
1-20		推奨	踊り場のない階段途中	労働安全衛生規則 第540、542条		計画(累計)					
2	設備周辺の床面環境改善	必須	電気配線、エア配管最適化	設備設計安全基準(GS) 11-1(2)③ 労働安全衛生規則 第544条	3	計画(累計) 2 実績(累計) 2	1	0			
					合計	42	33	9	0		
							33	8	0		

職場環境整備プロジェクト(歩行中災害防止対策) 実施内容 (後に、全社標準として基準化)

		職場環境整備プロジェクト	目的	あるべき姿	標準【国内法】	推奨展開内容	推奨展開内容詳細 (写真及び補足)	適用に関する説明	
1	歩行中の災害防止								
1-1	通路レイアウト	必須	・激突(衝突)防止	フォークリフトと人の通路が適切に分離されている。両者の交差部分は警告表示。両者が分離困難な場合は適切な警告表示	設備設計安全基準(GS) 11-2(3) 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> ●フォークリフトと人の通路が分離されている場合 ・フォークリフト通路は黄/黒(トラ)テープ又は塗装にて表示 ・交差部分は路面に白色縞模様表示(道交法で規定される横断歩道に準拠)とする (参考)フォークリフト通路、走行区域はフォークリフト作業計画書にて表示人が交差部分通行する際の警告として、2-8項の警告表示を行う 	<p>(交差部分) 交差部分は横断歩道設置 歩行路</p> <p>(工場床面が緑以外の場合) 安全通路 白 表示幅:50mm~100mm テープ又は塗装 フォークリフト 通行路 幅:フォークリフト 通行に影響の無い幅 フォークリフトに注意し歩行する区画(幅:400mm程度) 黄/黒(トラ) 表示幅:50mm テープ又は塗装</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2013年以降新たに建設された建屋内の区画表示に適用される ・既存建屋であってもレイアウトの全面変更時(区画テープ、塗装をやり直す場合)は対象とする 	
1-2	出入り口衝突防止策		シャッター	・激突(衝突)防止	シャッターの向こうが見えること	設備設計安全基準(GS) 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> 自動開閉式シャッター…反対側に見える構造(下記より選択)とすること ・反対側に見える窓を設ける ・半透明シート(反対側に見えること)を使用する 	<p>窓を設ける。</p> <p>(参考) 手動SW化による開閉の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2013年以降に新設する及び改造・更新するシャッターを対象とする ・手動及び手動スイッチにより開閉するシャッターは含めない
1-3			ドア①	・激突(衝突)防止	ドアの向こう側が見えること(窓付きドア)	設備設計安全基準 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> ドアは窓付きとし、ドア反対側の歩行者有無が確認できる構造とすること 	<p>窓(防火扉の場合は構造に関して消防署へ確認すること)</p> <p>(参考) センサーライト設置例(反対側の人や台車が通行した際に音とライトで反応する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非常時のみ使用するドアは対象外。トイレ、会議室については半透明または設置任意
1-4			ドア②	・激突(衝突)防止	ドア(透明ガラス戸など)の存在を確認できること	設備設計安全基準 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> ドアの存在が確認できるマークを添付すること 	<p>衝突防止マーク貼付</p>	
1-5			ドア③	・激突(衝突)防止	開閉位置の注意表示があること	設備設計安全基準(GS) 14-1(1) 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> ドア開閉位置はトラ(黄/黒)テープによる注意表示があること 	<p>ドア開閉位置の注意表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 双方方向の見通しが問題ないドア(ガラス戸等)、は除いても良い。
1-6	通路、置き場の区画表示		必須	・激突(衝突)防止	安全通路、作業通路を明確にすること	設備設計安全基準(GS) 11-2(3)② 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> 安全通路は白線(幅50mm~100mm)で表示されていること。安全通路床面色は緑とする ・作業通路は黄色(幅50mm)で表示されていること 	<p>安全通路白線 安全通路白線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2013年以降新たに建設された建屋内の区画表示に適用される ・既存建屋であってもレイアウトの全面変更時(区画テープ、塗装をやり直す場合)は対象とする
1-7	通路幅	・激突(衝突)防止		安全通路は規定の通路幅とすること。	設備設計安全基準(GS) 11-2(1) 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> 安全通路 ・有効幅は0.8m以上 ・有効幅はラインの内幅とする (参考)フォークリフト等の動力車が通行する場合は有効幅として1.5m確保することが望ましい 			
1-8	通路上の床マット	・転倒防止		マットの浮きを防止すること	設備設計安全基準(GS) 11-2(1) 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> マットはテープにて四隅を含む平行する2辺または4辺がテープ止めされていること 	<p>通行方向 通行方向に掛る辺はテープ止めMUST</p>		
1-9	通路の交差点	推奨	・激突(衝突)防止	通路の交差点のぶつかり防止	設備設計安全基準(GS) 14-1(1) 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> 交差部分には注意表示があること。注意表示は「一時停止及び左右確認」の内容が望ましい 	<p>一時停止表示の例</p>		
1-10	通路上の障害物		(図1 ④)	・激突(衝突)防止 ・転倒防止	通路へのはみ出し無きこと	設備設計安全基準(GS) 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> はみ出し不可の教育がされ、この状態が維持できていること 	<p>はみ出しの無い例 同左</p>	
1-11	ブラインド状態の通路交差点	建屋のカゲ(図1 ⑤)	・激突(衝突)防止	ブラインドになっている交差点のぶつかり防止 ・壁面ガラス窓 ・ミラー設置	設備設計安全基準(GS) 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> ブラインドになっている交差点には、ミラーまたは壁面がガラス窓となっており、ぶつかるリスクの軽減ができていないこと 	<p>壁のガラス窓化の例 ミラー設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人と運搬機器(金型等重量物積載)の衝突リスクのあるブラインド部分を対象とする。他は任意設置 	
1-12	床面	床面の状態	・転倒防止	段差、突起なきこと	設備設計安全基準(GS) 11-1(2)③ 労働安全衛生規則 第544条	<ul style="list-style-type: none"> 段差、突起の無い状態(通常使用される靴にて引っ掛かり(履く)が無い)であること 			
1-13	通路壁面	壁面の突出物(図1 ④)	・激突(衝突)防止	通路上の壁には突出物無きこと	設備設計安全基準(GS) 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条	<ul style="list-style-type: none"> 突出物の無い状態が維持できていること 	<p>通路側への突出物の無い壁面 同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象は高さ2m以下(上方の障害物に該当)で通路直上まで突出したものを指す 	

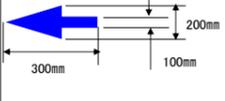
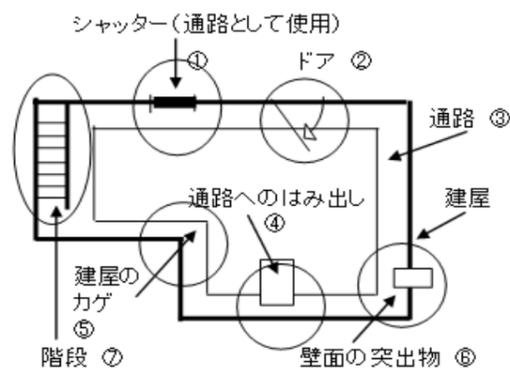
		職場環境整備プロジェクト	目的	あるべき姿	標準【国内法】	推奨展開内容	推奨展開内容詳細（写真及び補足）	適用に関する説明
1-14	階段(図1 ㉑)	手摺	・転倒防止	両側の手すり	設備設計安全基準(GS) 11-1(1)①a 労働安全衛生規則 第540条	階段(幅1.2m以上、工場判断による1.2m未満の両手摺化可)の両側には手摺があること	 階段両側に手摺	
1-15		センターライン	・激突(衝突)防止	階段歩行時の衝突防止	設備設計安全基準(GS) 14-1(1)	階段にはセンターラインが設けられていること センターラインは白線とする。(工場の既存標準に合わせ他色選定可) センターラインを設ける階段幅は原則1.2m(人がすれ違える幅)以上とする。	 センターライン	
1-16		通行方向指定	・激突(衝突)防止	通行方向が指示されていること	設備設計安全基準(GS) 14-1(1)	通行方向は青色、矢印。 矢印表示は階段前後の踊り場に表示。 矢印サイズ(サイズ参考値:右図)、蓄光テープによる表示も可 矢印色、サイズ、貼る箇所は工場の既存標準に合わせ変更可	 200mm 300mm 100mm 	
1-17		階段途中、前後の踊り場	・転倒防止	原則マットなきこと。マットを設置する場合は浮きを防止すること	設備設計安全基準(GS) 11-2(2) 労働安全衛生規則 第540、542条	階段途中、前後の踊り場にマットが引かれていないこと		
1-18		注意喚起	・激突(衝突)防止 ・転倒防止	階段の注意喚起表示	設備設計安全基準(GS) 14-1(1)	階段に、昇降時の注意表示があること ※安全以外の掲示は各拠点の方針による	 表示:注意喚起の内容。例:昇降注意、階段昇降時は手すりを握りましょう	
1-19		滑り止め	・転倒防止	滑り止め(屋外の階段)	設備設計安全基準(GS) 11-1(1)①a 労働安全衛生規則 第540、542条	屋外の階段には滑り止めテープが貼られていること	 (屋外)滑り止めテープ貼り付け	
1-20		踊り場のない階段途中	・激突(衝突)防止	階段途中の衝突防止	労働安全衛生規則 第540、542条	途中に踊り場のない階段にはミラーが設置されていること	 狭い階段のコーナー部にミラー設置し反対から来る人が見えるようにする	
2	設備周辺の床面良環境化	電気配線、エア配管最適化	・転倒防止	頭心配のない設備周辺床面	設備設計安全基準(GS) 11-1(2)③ 労働安全衛生規則 第544条	床面を這わない配線、配管 【追記】 履く、引っ掛かる恐れのある配線、配管部へは通行禁止の表示をする。		

図1:工場内の場所のイメージ



茨城電線工場 職場環境整備(歩行中の災害防止) 対策進捗表

H26.6.30時点

No.	内 容		歩行中災害 防止 新基準	目 的	対策対象数	計画と実績			
						14/03末	14/06末	14/09末	
1	歩行中の災害防止		必須	激突(衝突)防止	4	計画(累計)	4		
1-1	通路レイアウト					実績(累計)	4		
1-2	出入り口衝突防止策	シャッター	推奨	激突(衝突)防止	1	計画(累計)	1		
						実績(累計)	1		
1-5		ドア③	必須	激突(衝突)防止	3	計画(累計)	3		
		実績(累計)				3			
1-6	通路、置き場の区画表示		必須	激突(衝突)防止	3	計画(累計)	3		
		実績(累計)				3			
1-7	通路幅		必須	激突(衝突)防止	10	計画(累計)	9	1	
		実績(累計)				9	1		
1-8	通路上の床マット		必須	転倒防止	5	計画(累計)	5		
		実績(累計)				5			
1-9	通路の交差点		推奨	激突(衝突)防止	1	計画(累計)	1		
		実績(累計)				1			
1-10	通路上の障害物		必須	激突(衝突)防止	2	計画(累計)	0	2	
		転倒防止		実績(累計)		0	2		
1-11	ブラインド状態の通路交差点 (建屋のカゲ)		必須	激突(衝突)防止	2	計画(累計)	2		
		実績(累計)				2			
1-12	床 面 (床面の状態)		必須	激突(衝突)防止	8	計画(累計)	3	5	
		実績(累計)				3	5		
2	設備周辺の床面良環境化 (電気配管、エア配管最適化)		必須	激突(衝突)防止	3	計画(累計)	2	1	
		実績(累計)				2	1		
対策対象合計					42	計画(累計)	33	9	0
対策完了合計					42	実績(累計)	33	9	0
実施率(%)					100.0				

1 歩行中の災害防止

茨城

1-1 通路レイアウト

職場環境整備	必須
目的	・激突(衝突)防止
あるべき姿	フォークリフトと人の通路が適切に分離されている。両者の交差部分は警告表示。 両者が分離困難な場合は適切な警告表示。
標準【国内法】	設備設計安全基準(GS)11-2(3) 労働安全衛生規則第540、542条

No	指摘 対策	計画と実績			写真		担当者 (現地施工)	予算(千円) (見積要・否、済)	
		14/3末	14/6末	14/9末	改善前	改善後			
1	工場中央(東西)通路 フォークリフトと人の通路が分離されていない	計画	→					茨城安全専任者	起案回覧中 (1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動
	フォークリフトと人の通路を分離 矢印方向に(約100m×40cm) 塗装不可のためテープ貼り付け	実績	→	(4/4完了)					完了
2	工場西側(北南)通路 フォークリフトと人の通路が分離されていない	計画	→					茨城安全専任者	起案回覧中 (1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動
	フォークリフトと人の通路を分離 矢印方向に(約100m×40cm) 歩行区画を40cmとして緑塗装	実績	→	(4/05完了)					完了
3	工場F側(東西)通路フォークリフトと人の通路が分離されていない	計画	→					茨城安全専任者	起案回覧中 (1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動
	フォークリフトと人の通路を分離 矢印方向に(安全柵移設等々) 歩行区画(40~60cm)を設置する	実績	→	(4/05完了)					完了

4	工場C伸サプライ側作業エリア内にF/Lと人の通路が分離されていない	計画	→			 	茨城安全専任者	起案回覧中 (1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動
	フォークリフトと人の通路を分離 F/L作業エリア内に歩行区画 40～60cmを設置する	実績	→	(4/05完了)				完了
5		計画						
		実績						
6		計画						
		実績						
7		計画						
		実績						
		計画 (累計)	4	0	0		費用合計	
		実績 (累計)	4	0	0			0

1 歩行中の災害防止

茨城

1-2 出入口の衝突防止策(シャッター)

職場環境整備	推奨	
目的	・激突(衝突)防止	
あるべき姿	シャッターの向こうが見えること。	
標準【国内法】	設備設計安全基準(GS)11-2(2)	労働安全衛生規則第540、542条

No	指摘 対策	計画と実績			写真		担当者 (現地施工)	予算(千円) (見積要・否、済)
		14/3末	14/6末	14/9末	改善前	改善後		
1	計画掛の北側のシャッターのぞき窓が汚れていて、視認性が低下している。(他のシャッターも散見)	計画	→				計画掛 (各掛展開)	否
	窓を清掃して視認性を向上させる。 ※キズ汚れにて透明度が落ちる箇所あり	実績	→	(2/20完了) ■11/11箇所				完了
2		計画						
		実績						
3		計画						
		実績						
		計画 (累計)	1	0	0			
		実績 (累計)	1	0	0			
							費用合計	0

茨城

1 歩行中の災害防止
1-5 出入口の衝突防止策(ドア③)

職場環境整備	必須		
目的	・激突(衝突)防止		
あるべき姿	開閉位置の注意表示があること		
標準【国内法】	設備設計安全基準(GS)14-1(1)	労働安全衛生規則第540、542条	

No	指摘 対策	計画と実績			写真		担当者 (現地施工)	予算(千円) (見積要・否、済)
		14/3末	14/6末	14/9末	改善前	改善後		
1	計画センターの開閉扉に窓があるが、手前のキャビネットが視界を遮っている。	計画	→				茨城安全専任者	否 0
	床面に開閉部の表示を設ける。	実績	→	(2/21完了)				完了
2	東・西にあるコンプレッサー室の各2箇所へのドアに窓がなく、開閉時にドアの向こう側が見えず危険	計画	→				茨城安全専任者	否
	窓取付又は床面に開閉位置の注意表示を設けること検討。	実績	→	(3/21完了)				完了
3	工場東西にあるシャッター部横の非常口扉に窓がなく、向こう側が見えず危険 (東西で5箇所)	計画	→				茨城安全専任者	否
	窓取付又は床面に開閉位置の注意表示を設けること検討。	実績	→	(3/21完了) 5箇所完了				完了
	計画(累計)	3	0	0			費用合計	0
	実績(累計)	3	0	0				

1 歩行中の災害防止

茨城

1-6 通路、置き場の区画表示

職場環境整備	必須	
目的	・激突(衝突)防止	
あるべき姿	安全通路、作業通路を明確にすること	
標準【国内法】	設備設計安全基準(GS)11-2(3)②	労働安全衛生規則第540、542条

No	指摘 対策	計画と実績			写真		担当者 (現地施工)	予算(千円) (見積要・否、済)
		14/3末	14/6末	14/9末	改善前	改善後		
1	計画掛の作業通路に台車が放置されている。	計画	→				計画掛	否
	所定の位置に移動する。	実績	→	(1/24完了)				完了
2	C伸南側の作業エリアと通路が曖昧	計画	→				茨城安全専任者	起案回覧中
	作業エリアと通路を明確に区画する。	実績	→	(4/05完了)				(1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動 完了
3	C伸とF伸間の作業エリアと通路が曖昧	計画	→				茨城安全専任者	起案回覧中
	作業エリアと通路を明確に区画する。	実績	→	(4/05完了)				(1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動 完了
		計画 (累計)	3	0	0		費用合計	0
		実績 (累計)	3	0	0			

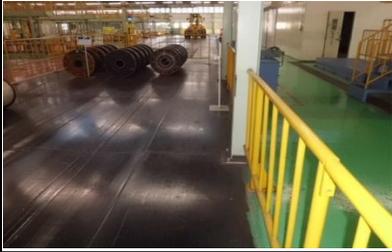
1 歩行中の災害防止

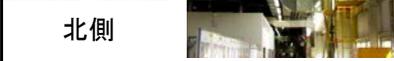
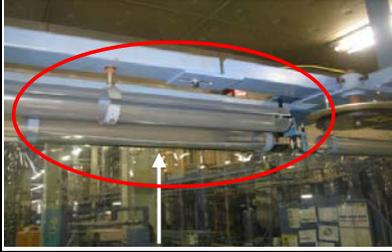
茨城

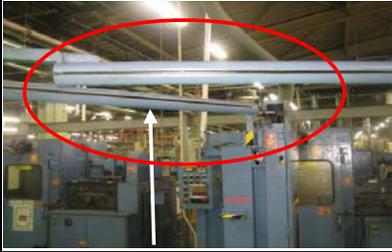
1-7 通路幅

職場環境整備	必須		
目的	・激突(衝突)防止		
あるべき姿	安全通路は規定の通路幅とすること。		
標準【国内法】	設備設計安全基準(GS)	11-2(1)	労働安全衛生規則第540、542条

No	指摘 対策	計画と実績			写真		担当者 (現地施工)	予算(千円) (見積要・否、済)	
		14/3末	14/6末	14/9末	改善前	改善後			
1	押出23号南側の通路幅は80cmある。	計画	問題なし						
	問題なし。	実績							
2	西側通路トイレ入り口前のフォークリフト通路は1.4m	計画	→					茨城安全専任者	否
	フォークリフト通路と人の分離できない歩行路とする。 (表示見直し)	実績	→	(4/11完了)					完了
3	西側通路トイレ入り口前の歩行者用通路の幅は40cm	計画	→					茨城安全専任者	否
	フォークリフト通路と人の分離できない歩行路とする。 (表示見直し)	実績	→	(4/11完了)					完了

4	西側通路マルチ1号背面で、フォークリフトの通路高さが3.3mで3.5mに対して不足している。	計画	→				茨城安全専任者	費用要検討 46 (1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動
	3.5mの高さを確保するのは困難なので、「高さ3.1m」「頭上注意」表示を取り付ける。	実績	→	(4/03完了)				完了
5	F伸北側出荷置き場に歩行者用通路が無い	計画	→	問題なし		F伸北側出荷置き場 設置予定の通路幅80cm確保要 ※歩行者通路レイアウト見直しにつき、計画取り消し。	茨城安全専任者	起案回覧中 (1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動
	歩行者用通路を設置する際に通路幅80cmを確保する。(リールヤードを半ピッチずらす。)	実績						完了
6	検査室の下場の通路高さが2mに対して不足している。	計画	→				茨城安全専任者	否
	2mの高さを確保するのは困難なので、「頭上注意」表示を取り付ける。	実績	→	(3/17完了)				完了
7	検査室前の通路幅が70cmしかない。	計画	→	問題なし		検査室前通路幅見直し不要 現行通り	茨城安全専任者	否
	ゴミ箱の位置表示をずらして通路幅80cmを確保する。	実績		※70cm確保で十分				完了

8	東側通路タンDEM29号サプライ前で、フォークリフトの通路高さが3.2mで3.5mに対して不足している。	計画	→			南側  北側 	茨城安全専任者	費用要検討 53.5 (1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動
	3.5mの高さを確保するのは困難なので、「高さ3.1m」「頭上注意」表示を取り付。(タ外不具合補修)	実績	→	(4/03完了)				完了
9	東側通路タンDEM29号サプライ前フォークリフト通路幅は1.65mあり十分。	計画		問題なし		東側通路タンDEM29号サプライ前フォークリフト通路幅十分(1.65m)		
	問題なし	実績						
10	東側通路タンDEM29号サプライ前の歩行者用通路の幅は45cm。	計画		問題なし		東側通路タンDEM29号サプライ前歩行者用通路幅45cm ※分離不能な歩行路表示。		
	フォークリフト通路と人の分離できない歩行路でOK。	実績						
11	押出17、18号機 把取機前上部パスラインカバーの高さ2mなし(塩ビ管)	計画	→			茨城安全専任者	否 0	
	塩ビ管のため、「頭上注意」の表示をする。	実績	→	(2/12完了)			完了	

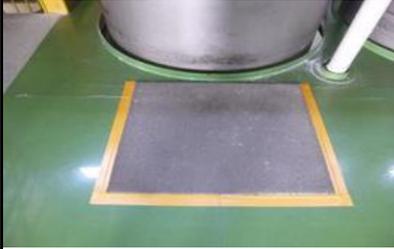
12	M伸 仕上がりキャプスタン後の パスラインカバー高さ 2m なし (M伸 No.8、9、10号機)	計画	→			 	茨城安全専任者	否	0
	カバー材質は鉄で、見直しは困難 なため(芯出し)下にトラクション 貼り又は注意表示(黄色塗装)	実績	→	3/3箇所 (2/21完了)				完了	
13	押出21号機 撚完リールサプライ～ テープサプライ間のパスライン走行線 の高さが1.8mでカバーもなし	計画	→			 	掛・生技2Gr	費用要検討	
	高さ見直し(品質的に困難な場 合)カバー取付検討	実績	→	※4月末完了予定 (4/18完了)				完了	
14		計画							
		実績							
		計画 (累計)		9	1	0			
		実績 (累計)		9	1	0			
							費用合計	FALSE	

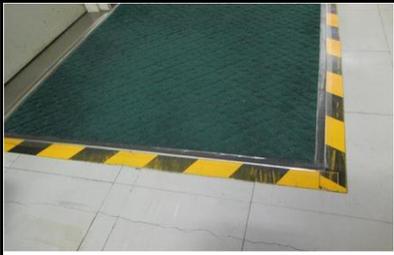
1 歩行中の災害防止

茨城

1-8 通路上の床マット

職場環境整備	必須	
目的	・転倒防止	
あるべき姿	マットの浮きを防止すること	
標準【国内法】	設備設計安全基準(GS)11-2(1)	労働安全衛生規則第540、542条

No	指摘 対策	計画と実績			写真		担当者 (現地施工)	予算(千円) (見積要・否、済)
		14/3末	14/6末	14/9末	改善前	改善後		
1	混合HF 2Fマットの浮き上がり防止がされていない。	計画	→				茨城安全専任者	否
	両面テープで固定する。 (掛対応)	実績	→	(3/17完了)				完了
2	一般混合ボイラー室前マットの浮き上がり防止がされていない。	計画	→				茨城安全専任者	否
	両面テープで固定する。 (業者)	実績	→	(3/24完了)				完了
3	C伸南側トイレ入り口マットの浮き上がり防止がされていない。	計画	→				茨城安全専任者	否
	両面テープで固定する。 (業者)	実績	→	(3/17完了)				完了

4	検査室前マットの浮き上がり防止がされていない。	計画	→				茨城安全専任者	否
	両面テープで固定する。 (業者)	実績	→	(3/17完了)				完了
5	保全室手洗い場マットの浮き上がり防止治具から外れている。	計画	→				茨城安全専任者	否
	浮き上がり防止治具を正しく使用する。 (業者)	実績	→	(3/17完了)				完了
6		計画						
		実績						
7		計画						
		実績						
		計画 (累計)	5	0	0			
		実績 (累計)	5	0	0			
							費用合計	0

1 歩行中の災害防止

茨城

1-9 通路の交差点

職場環境整備	推奨
目的	・激突(衝突)防止
あるべき姿	通路の交差点のぶつかり防止
標準【国内法】	設備設計安全基準(GS)14-1(1) 労働安全衛生規則第540、542条

No	指摘 対策	計画と実績			写真		担当者 (現地施工)	予算(千円) (見積要・否、済)
		14/3末	14/6末	14/9末	改善前	改善後		
1	混合前交差点の一時停止表示が見づらい。	計画	→				茨城安全専任者	起案回覧中
	十字路でなくT字路に変更し、歩行帯と横断歩道の明示。	実績	→	(4/05完了)				(1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動
2		計画						
		実績						
3		計画						
		実績						
		計画 (累計)	1	0	0			
		実績 (累計)	1	0	0			
							費用合計	0

1 歩行中の災害防止

茨城

1-10 通路上の障害物

職場環境整備	必須	
目的	・激突(衝突)防止	・転倒防止
あるべき姿	通路へのはみ出し無きこと	
標準【国内法】	設備設計安全基準(GS)11-2(2)	労働安全衛生規則第540、542条

No	指摘 対策	計画と実績			写真		担当者 (現地施工)	予算(千円) (見積要・否、済)	
		14/3末	14/6末	14/9末	改善前	改善後			
1	西側通路トイレ入り口前の 通路にエアードライヤーが設置 されている。(通路上の障害物)	計画		→				茨城安全専任者	起案回覧中 (2,900千円)(2/2) フォークリフト特安活動
	エアードライヤーを人の通路区画外に 移設する。(壁際までバック)	実績	※連休に実施予定 → (4/28完了)						完了
2	人の通路区画設置に対し、混合フ レコン操作盤が通路区画上になっ てしまう。	計画		→				茨城安全専任者	起案回覧中 (2,900千円)(2/2) フォークリフト特安活動
	フレコン操作盤の移設又は新規 製作(小型化)設置 安全柵は撤去。	実績	※連休に実施予定 → (4/20完了)						完了
3		計画							
		実績							
		計画 (累計)	0	2	0			費用合計	
		実績 (累計)	0	2	0				0

1 歩行中の災害防止

茨城

1-11 ブラインド状態の通路交差点(建屋のカゲ)

職場環境整備	必須	
目的	・激突(衝突)防止	
あるべき姿	ブラインドになってる交差点のぶつかり防止	
標準【国内法】	設備設計安全基準(GS)11-2(2)	労働安全衛生規則第540、542条

No	指摘 対策	計画と実績			写真		担当者 (現地施工)	予算(千円) (見積要・否、済)	
		14/3末	14/6末	14/9末	改善前	改善後			
1	タンDEM D-29前ブラインド交差点のミラーによる視認性が十分でない。	計画	→					茨城安全専任者	起案回覧中 (2,900千円)(2/2) フォークリフト特安活動
	ミラーの増設と一時停止表示。	実績	→	(3/17 完了)					完了
2	タンDEM D-29前ブラインド交差点のミラーによる視認性が十分でない。	計画	→					茨城安全専任者	起案回覧中 (2,900千円)(2/2) フォークリフト特安活動
	ミラーの増設と一時停止表示。	実績	→	(3/17 完了)					完了
3		計画							
		実績							
		計画 (累計)	2	0	0			費用合計	
		実績 (累計)	2	0	0				0

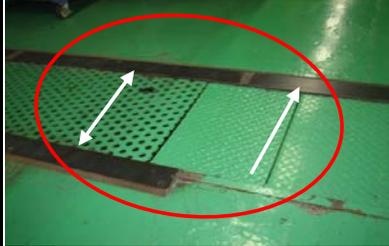
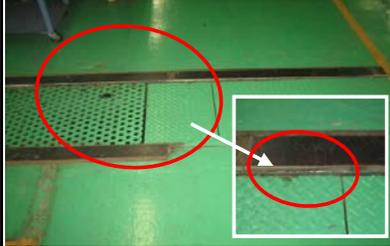
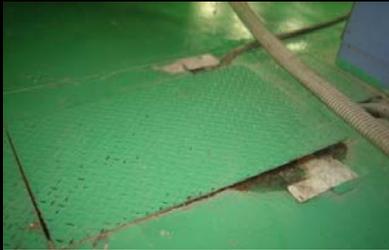
1 歩行中の災害防止

茨城

1-12 床面(床面の状態)

職場環境整備	必須	
目的	・転倒防止	
あるべき姿	段差、突起なきこと	
標準【国内法】	設備設計安全基準(GS)11-1(2)③	労働安全衛生規則第544条

No	指摘 対策	計画と実績			写真		担当者 (現地施工)	予算(千円) (見積要・否、済)
		14/3末	14/6末	14/9末	改善前	改善後		
1	中央通路の横行台車用段差 (2ヶ所)	計画	問題なし				中央通路の横行台車段差 (2か所)	
	現状の注意表示でOK	実績						
2	中央通路の段差(ピット部分) マルチ伸9-10間	計画		→		 (対策後未塗装)	茨城安全専任者	費用要検討 41 (1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動
	注意表示要、段差を埋める。 敷鉄板の交換、面取り実施。	実績	→	(3/6 完了)				完了
3	電線工場出入り口前 歩行者通路のペンキ塗装部が降雪時に滑る	計画		→			茨城安全専任者	(1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動
	滑り止め加工を施す。 濡れても滑りにくい塗装とする。	実績	→	(4/05完了)				完了

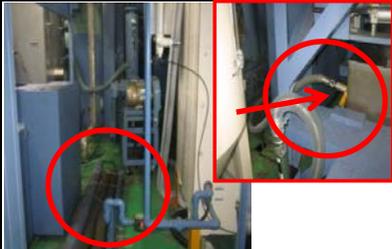
4	検査室2Fの通路安全柵 通路床面と安全柵の間につま先板の 取付がなく、ものが落ちる危険。	計画	→		検査室 2F 通路安全柵 つま先板の取付なし (45m)	茨城安全専任者	費用要検討	350 (約300~350)
	つま先板を取り付ける。	実績	→				※14年度予算にて実施	
5	押出機10号機撤去跡地、排水 ピット目地捲れ養生鉄板の角が面 取りされてなく踏く危険。	計画	→			茨城安全専任者	費用要検討	35 (1,800千円)(1/2) フォークリフト特安活動
	面取り(傾斜)をする。	実績	→ (3/7 完了)				完了	
6	押出8、9号機間の排水ピット蓋が 完全に閉まっておらず危険。	計画	→			保全掛	否	0
	ピット蓋の見直し。 (ピット蓋加工)	実績	→ (2/11 完了)				完了	
7	押出17、18号機間の排水ピット 蓋が完全に閉まっておらず危険。	計画	→			保全掛	否	0
	ピット蓋の見直し。 (ホース差し込み場所変更)	実績	→ (2/10 完了)				完了	

8	C伸 伸線液室のドラム缶等の搬入出に使用するコロコンで転倒する危険あり。	計画				 	茨城安全専任者	否
	C、M伸 伸線液室のコロコン周辺に、注意表示を貼る。	実績	→	(3/10 完了)				完了
9	C伸 伸線液室の床面に、バルブハンドルが突起しており、躓く危険がある。	計画				  	茨城安全専任者	否
	柵ガードで囲うか注意色(黄色)をもう少し強調するか検討	実績	→	(3/10 完了)				完了
10		計画						
		実績						
		計画 (累計)	3	5	0			
		実績 (累計)	3	4	0			
		費用合計						426

2 設備周辺の床面良環境化
電気配線、エア配管最適化

茨城

職場環境整備	必須		
目的	・転倒防止		
あるべき姿	躓く心配のない設備周辺床面		
標準【国内法】	設備設計安全基準(GS)11-1(2)③	労働安全衛生規則第544条	

No	指摘 対策	計画と実績			写真		担当者 (現地施工)	予算(千円) (見積要・否、済)	
		14/3末	14/6末	14/9末	改善前	改善後			
1	一般混合ボイラー室前床面に配管有	計画	→				茨城安全専任者	否	
	通行止めとする。(プラチェーン)	実績	→	(3/24完了)				完了	
2	押出5、7号機間 ホッパードライヤー フレコン材料ホッパー空送ホース差し込部対応で、歩行進入時、床面に配管が凸凹しており危険。	計画	→				茨城安全専任者	否	
	配管上にかバー(鉄板)養生又は進入場所を押出機側(架台下)にして現場所を進入禁止とする。	実績	→	(4/25完了)				完了	
3	パンチャーC-31号機通路側安全柵とリールヤードのリール間に通り抜けられる隙間があり、躓き等危険。	計画	→				茨城安全専任者	否	
	通行止めとする。(プラチェーン)	実績	→	(3/24完了)				完了	
		計画 (累計)	2	1	0			費用合計	0
		実績 (累計)	2	1	0				